平成18年度包括外部監査に基づく改善措置検討結果一覧(平成21年度調査結果)

監査テーマ「新潟市市民局保健福祉部が所管する児童福祉施設のうち保育所の管理運営業務及び放課後児童健全育成事業に関する事項に係る財務事務の執行並びに社会福祉法人新潟市社会福祉協議会が行っているひまわりクラブの管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について」

意見に対応したもの

頁	監査対象	意見の概要	意見への対応	21年度検討結果
			(平成19年度実施)	
132	健康福祉部こども未来課	第4 監査の結果と意見(各論) 11 その他 (7)ひまわりクラブの実地調査について ①物品管理について ア.物品管理規定の制定及び物品管理の徹底について 【意見20】 物品管理に関する新潟市の規定・規則を準用する等により、早急にひまわりクラブにおける物品管理規定を作成し、管理すべき物品の特定、備品管理簿の作成及び対計するもの特定、備品管理簿及び定期的な現物実査の実施を行えるよう検討することが望まれる。 また実際に備品管理簿及び定期的な現物実査を行う場合には、指定管理者である新潟市社会福祉協議会がすべてを行うのではなく、物品の有無や使用状況を最もではなく、物品の有無や使用状況を最もではなく、物品の有無や使用状況を最もではなく、物品の有無や使用状況を最もではなく、物品の有無や使用状況を最もではなく、物品の指導員が行うべきもある。	各ひまわりクラブでの備品管理につきましては、新潟市物品管理規則を準用することとし、平成21年3月31日までに備品管理簿の作成及び定期的に現物実査を行える体制を確立するよう新潟市社会福祉協議会に対し指示するとともに、管理意識の向上について各指導員への啓発を要請してまいります。	物品管理簿を作成し,定期的に現物実査を 行える体制を確立しました。また,管理意識 向上のため指導員に研修を実施し啓発を図 りました。

139	健康福祉部こども未来課	③施設について ウ. ひまわりクラブの施設面積の最低基準 について 【意見 23】 ひまわりクラブとして、児童福祉施設最 低基準や新潟県の指針を参考にして施設 面積の最低基準等を明確化しておくこと が望まれる。その際には、最低基準の対象 となる面積の範囲(例:遊戯室、学習室の みとする)や最低基準を下回った場合の具 体的な対応も明文化する等の検討が望ま れる。	ご指摘のとおり新潟市として, ひまわりクラブの施設最低基準を明確化するとともに基準を下回った際の対応についても明文化を図るよう平成21年3月までに検討を行なってまいります。	基本的には「放課後児童クラブガイドライン」(平成19年10月19日付,厚生労働省)を遵守することとし、その基準を下回った場合は解消に向け、施設整備などを進めて参ります。なお、明文化について検討の結果、施設形状が様々であることや、在籍児童数が変化し予測が困難な状況であることから、対応等を明確にすることは困難と考えます。
143	健康福祉部こども未来課	(8) ひまわりクラブの新潟市社会福祉協議会における管理について ④利用料の減免基準について 【意見 27】 世帯当たり 10,000 千円の収入のある家庭に対し、月額 2,300 円を減額することの意味がどれほどあるのか疑問である。(減免基準が市民税の所得割のため、たとえ夫婦の合計収入が同じであっても、減免となる場合と減免にならない場合とがあり、)利用者間の不公平感をなくすように、減免基準の考え方を含め、見直しの検討が望まれる。	平成21年3月を目処に減免対象となる世帯の範囲を慎重に検討し、3年に一度の利用料改定と併せて制度を見直してまいります。	利用料の減免基準の改定については、昨 今の経済情勢を踏まえ、利用者負担の増大 につながるおそれがあり、困難と考えま す。 なお、減免基準の考え方などについては、 今後も引き続き慎重に検討してまいります。

151 健康福祉部 障がい福祉課

(9) 障害児放課後支援事業

- ②監査の結果と意見
- オ. 各施設の稼働率と利便性の向上につい

【意見 30】

特殊学級から市街地の養護学校に併設 されている施設に参加する児童について も同様であるが、障がい児が放課後保育に 参加するためには、障がい児の独力または 家族等の付き添いにより参加しなければした。 ならないのが現状である。

このため、障がい児の保護者からの放課 後支援事業への要望を捉えて、施設利用の 利便性の向上のための対策を検討するこ とが望まれる。

なお、新潟市は施設 D について、稼働率 に基づいて平成 18 年度より通常時の定員 | おり、開設場所とも密接な関連があります 数を 10 名から8名に見直しを行ったとの 報告を受けている。

障がい児放課後支援事業は、保護者の介 護による負担軽減と社会参加の促進など を目的として,より負担の大きい重度の児 童が通学する養護学校で開設してきまし

特別支援学級在籍児童の放課後支援事 業利用は、施設まで移動して利用が必要と なっておりますが、開設時間を考えると、 これらの児童が平日に事業を利用するこ とは、時間的に難しいと考えられます。

特別支援学級は多数の学校に分散して ので、平成21年3月31日を期限とし て、今後の事業展開とあわせて検討してい きます。

障がい児放課後支援事業については,実 施施設数の拡充を行うこととし、平成22 年度より2ヶ所増加の計6ヶ所で実施する 予定です。

これにより、北区、東区(2 ヶ所)、中央 区、秋葉区、西蒲区において実施できるこ とになることから, 利便性向上が図られる と考えます。